

別表十二(十三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で電子計算機の製造又は販売の事業を営むものが、措置法第56条の4《電子計算機買戻損失準備金》又は平成13年改正前の措置法第56条の4《電子計算機買戻損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の収入金額の合計額2」は、特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の特約付販売による収入金額の合計額を記載します。
- 3 「基準年度の収入金額の合計額6」には、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の各事業年度(以下「基準年度」といいます。)の電子計算機の特約付販売による収入金額の合計額を記載します。
 - (1) 平成13年4月1日以後に開始した事業年度
当期の開始の日の6年前の日の前日から同日以後2年を経過する日までの間に開始した各事業年度
 - (2) 平成13年3月31日以前に開始した事業年度
当期の開始の日の7年前の日の前日から同日以後2年を経過する日までの間に開始した各事業年度
- 4 「基準年度に販売した電子計算機の買戻価額の合計額7」には、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の買戻価額の合計額を記載します。
 - (1) 平成13年4月1日以後に開始した事業年度
基準年度において販売した電子計算機につき販売の日後1年以上4年以内に買い戻したものの買戻価額の合計額
 - (2) 平成13年3月31日以前に開始した事業年度
基準年度において販売した電子計算機につき販売の日後1年以上5年以内に買い戻したものの買戻価額の合計額
- 5 「認定を受けた特別買戻損失の発生割合10」は、次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の特別買戻損失の発生割合につき税務署長の認定を受けたときは、その認定を受けた割合を記載します。
 - (1) 平成13年4月1日以後に開始した事業年度
当期の開始の日の6年前の日以後に特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売の事業を開始した法人が特別買戻損失の発生割合につき税務署長の認定を受けたとき
- (2) 平成13年3月31日以前に開始した事業年度
当期の開始の日の7年前の日以後に特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売の事業を開始した法人が特別買戻損失の発生割合につき税務署長の認定を受けたとき
- 6 「積立限度額11」は、「当期の収入金額の合計額2」の金額に(9)又は(10)の割合を乗じて得た金額を記載します。
- 7 「翌期繰越額の計算」の「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額19」には、前期以前において積立限度超過等によって益金の額に算入された金額を記載します。
- 8 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) この欄は、電子計算機買戻損失準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が、積立後5年を経過したこと、特別買戻損失が発生したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合に記載します。
 - (2) 「積立事業年度」には、当期首現在の電子計算機買戻損失準備金の金額のうち、その積立てが最も古い事業年度から順次記載します。
 - (3) 「当初の積立額のうち損金算入額23」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。
 - (4) 「期首現在の準備金額24」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額28」の金額を事業年度ごとに記載します。
 - (5) 「当期益金算入額」の「(25)及び(26)以外の場合27」には、当期において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したものととして順次記載します。